

経 済 産 業 省

20221208電委第4号

令和4年12月13日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について

令和3年3月に策定された「需給調整市場ガイドライン」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、機会費用・逸失利益の計上や起動費等の扱いに関して明確化する改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

需給調整市場ガイドライン 改定事項

- 限界費用に含まれる燃料コストについては、特段の事情がない限り、定格出力までの間の適切な価格を1つ選定する旨、記載する。また、揚水発電等の限界費用については、需給調整市場ガイドラインの調整力 kWh 市場における記載を参照する旨、記載する。
- 卸電力市場価格（予想）は、当該エリアのスポット市場価格と時間前市場価格の想定値の範囲内から、適切な価格を1つ選定する旨、記載する。なお、受け渡し日の前週に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）はスポット市場価格の想定価格とし、受け渡し日の前日に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）は時間前市場価格の想定価格とする旨、記載する。また、時間前市場価格の想定価格は、スポット市場価格を基に算定する旨、記載する。
- ΔkW 価格の算出に当たっては、「 ΔkW 価格 $\leq$ 当該電源等の逸失利益（機会費用） + 一定額等」の式を満たすようにし、「等」は売買手数料とする旨、記載する。
- 原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないこととし、1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において工夫する点や、取り漏れが生じた起動費等については、当該年度の先々の取引において計上することを許容する旨、記載する。